

○名古屋市住居表示規則

昭和38年12月9日

規則第115号

(目的)

第1条 この規則は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）及び名古屋市住居表示条例（昭和38年名古屋市条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(区長への委任)

第2条 条例第2条の規定による関係人への通知に関する事務並びに第3条及び第5条の規定による市長の事務は、区長に委任する。

(街区符号及び住居番号の変更等の通知)

第3条 条例第2条及び第3条第4項の規定による関係人に対する通知は、別記第1号様式により行なう。

(住居表示を必要とする建築物)

第4条 条例第3条に規定する規則で定める住居表示を必要とする建物その他の工作物(以下「建築物」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住居の用途に供するもの
- (2) 事務所、店舗、事業所、営業所、工場等の用途に供するもの
- (3) 学校、図書館、体育館、展示場、集会場、劇場等の用途に供するもの
- (4) 前各号に掲げる用途以外の用途に供するもので居室の用途に供する部分を有するもの

(建築物の新築等の届出)

第5条 条例第3条第1項の規定による届出は、別記第2号様式により建築物の所在する区の区長にしなければならない。

(住居番号の変更等の申出)

第6条 条例第3条第2項の規定による申出は、別記第3号様式により建築物の所在する区の区長にしなければならない。

(住居表示台帳の備付場所等)

第7条 法第9条第1項の規定による住居表示台帳の備付場所は、区役所とする。ただし、区役所支所の所管する区域に係るものについては、当該区役所支所とする。

2 街区符号及び住居番号をつけ、変更し、又は廃止した場合には、区長は、ただち

に住居表示台帳を修正しなければならない。

(証明事務)

第8条 住居表示に関する証明は、区長が行なう。

附 則

この規則は、昭和39年1月10日から施行する。

附 則 (平成5年規則第79号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成5年規則第125号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、同条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別記第1号様式

街区符号
住居番号 の変更等の通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

名古屋市 区長 印

名古屋市住居表示条例 第2条 第3条 の規定により、あなたの占有し、又は管理する建築物
の 街区符号 住居番号 を下記のとおり つけ 変更し 廃止し たので、同条例 第2条 第3条第4項 の規定により
通知します。

記

建築物の表示	所在地	名古屋市 区 町 丁目 番 番地号
	用途	住居、事務所、店舗、事業所、工場、その他()
街区	変更前	名古屋市 区 町 丁目 番
符号	変更後	名古屋市 区 町 丁目 番
住居	変更前	名古屋市 区 町 丁目 番 番地号
番号	変更後	名古屋市 区 町 丁目 番 号

第2号様式

建築物の新築等の届出書

年 月 日

(あて先)名古屋市 区長

住 所
氏 名

名古屋市住居表示条例第3条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

建築物の表示	所在地	名古屋市 区 町 丁目 番 番地号		
	用途	※ 住居、事務所、店舗、事業所、工場、その他()		
建築物と届出人との関係		※ 所有者、占有者、管理者		
届出の理由	1 設定	※ 新築、その他()	しゅん工等の年月日	年 月 日
	2 変更	※ 出入口変更、通路変更、移転、その他()	変更等の年月日	年 月 日
	3 廃止	※ 除却、滅失、その他()	除却等の年月日	年 月 日
建築物の位置図	N  建築物の主要な出入口の位置及び主要な出入口から道路への通路をわかりやすく記入してください。			

(注) ※印の欄は、該当するものに○印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

住居番号の変更等の申出書

年 月 日

(あて先)名古屋市 区長

住 所
氏 名

つ け
下記の建築物の住居番号を 変更し ていただきたいので、名古屋市住居表示条例第3
条第2項の規定により申し出ます。

記

建築物の表示	所在地	名古屋市 区 町 丁目 番 番地号
	用 途	※ 住居、事務所、店舗、事業所、工場、その他()
建築物と申出人との関係	※ 所有者、占有者、管理者	
変更等の申出の理由		
建築物の位置図	 <p>建築物の主要な出入口の位置及び主要な出入口から道路への通路をわかりやすく記入してください。</p>	

(注) ※印の欄は、該当するものに○印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。